

■自動車税種別割納税通知書兼領収証書

確認ポイント①

令和7年度自動車税種別割

自動車税種別割納税通知書

〒880-8501
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10-1
宮崎 太郎

令和7年度	登録番号	宮崎	〇〇〇	ミ	〇〇〇〇
税目	自動車税種別割	税額	39,000円		
事務所	県税・総務事務所	納期限	令和7年6月2日		
備考					

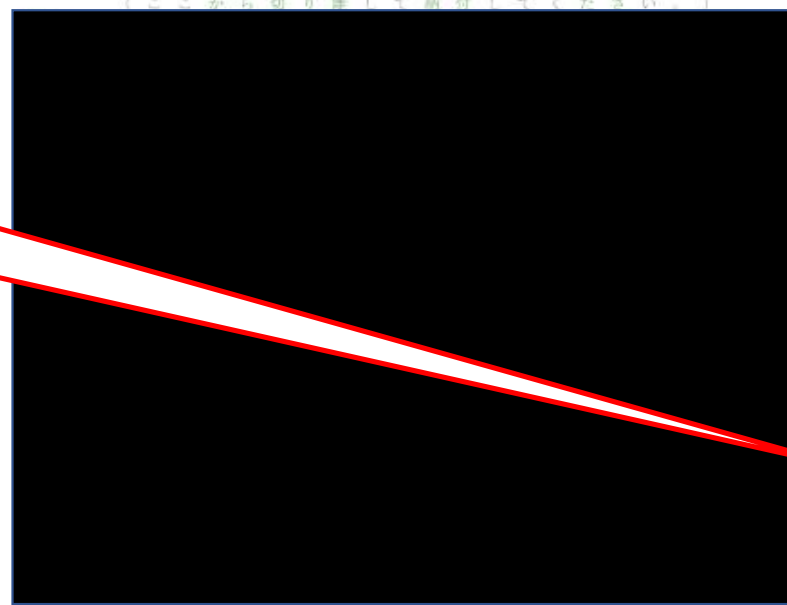
(注意事項)

- 納付場所(詳細は、納付書裏面をお読みください。)
全国で地方税統一窓口に対する取組が完了し、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理店(銀行、信用金庫、信用組合、協同組合)のコンビニエンスストア又は県内の県税・総務事務所
- 課税の標準
この税は、地方税法第116条及び宮崎県条例第3条の規定により賦課されたものです。
- 滞納処分
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促状に係る債権を完納しないときは、滞納処分を行います。
なお、すでに納められない等別な事情(災害、病気など)等期しない支出や収入の著しい減少がある場合は、下記申請書に届出ください。
- 不服申立て等
① この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内(知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく写しを、総務事務所を提出してください。)
② 処分の取消しの請求は、上記①の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提出することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内(宮崎県を被告として(訴訟において訴を提起する者は裁判官知事となります。))宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この訴えの提起の訴えが提起される場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
③ 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、
④ 処分、処分の執行又は手続の履行により生じた著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、
⑤ その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

宮崎県 県税・総務事務所
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10-1
TEL 099-233-1111
FAX 099-233-1112

確認ポイント②

納期限(令和7年6月2日)までの日付の領収印



キャンペーン利用に必要です。 車検時に貼付ください。

領収証書 自動車税種別割納税証明書(車検用)

宮崎県 県税・総務事務所
宮崎 太郎 殿
〒880-8501
A1234567
令和7年6月2日

令和7年度 自動車税種別割
税額 39,000円
合計 39,000円
納期限 令和7年6月2日

令和7年6月2日

●●銀行
- 7.6.2
●●支店

※ 次ページに領収証書を拡大したものを添付しております。

■自動車税種別割納税領収証書

キャンペーン利用に必要です。

↓

領収証書

品名	
品番	普通-自動車種別割

宮崎 太郎 殿

eL番号

令和7年度 自動車税種別割		
品番	000ミ0000	
税額	39,000	円
延滞金		円
合計	39,000	円
納期日	令和7年6月2日	

上記の金額を納税してください。

領収日付印
(収入印紙不要)

●●銀行
- 7.6.2
●●支店

(納税者(お客様)宛)

確認ポイント①

令和7年度自動車税種別割

確認ポイント②

納期限（令和7年6月2日）
までの日付の領収印